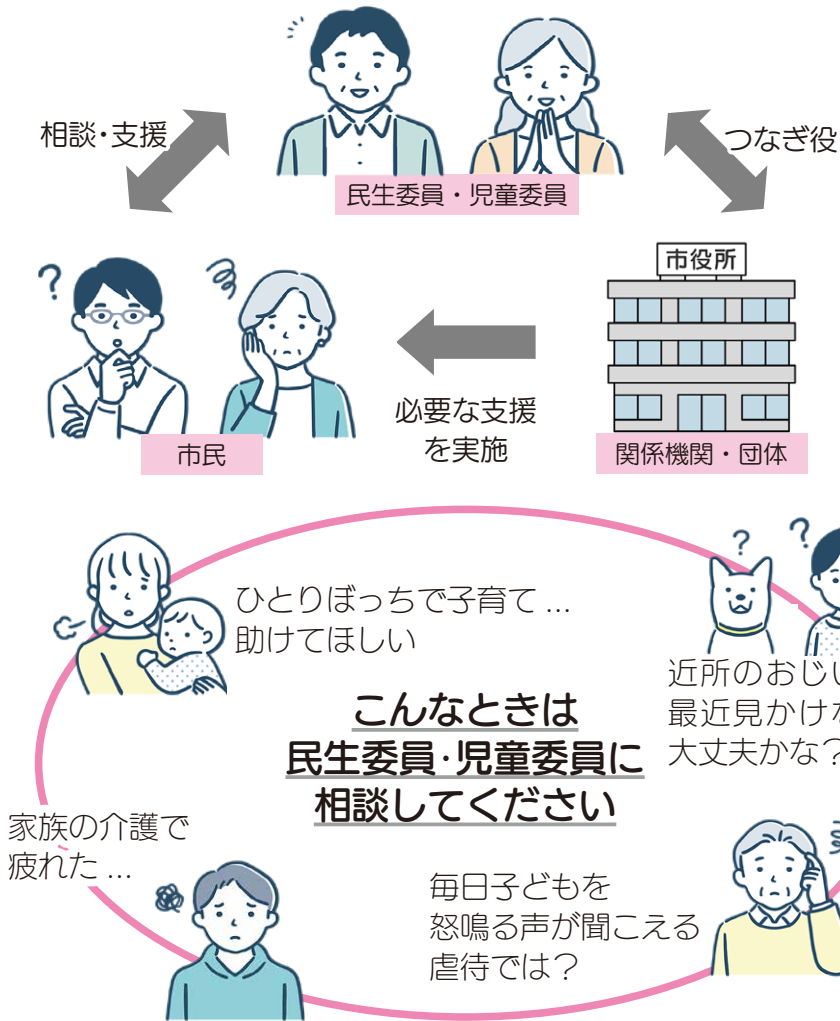


活動イメージ図



地域の身近な 相談相手

民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。また、民生委員は、児童福祉法によって児童委員も兼ねています。市民の立場から生活や福祉全般に関する相談・支援活動を行い、市民と行政や専門機関のつなぎ役として、地域のネットワークづくりに携わっています。詳しくは、[困社会福祉課\(☎222250\)](http://www.city-hikari.lg.jp)へ。



▲詳しくは 市ホームページへ

活動を紹介します

相談支援活動

高齢者世帯や子育て家庭等、地域の住民を訪問し、日常生活での困りごとなどについて、相談に乗ります。



サロン活動

外出の機会が少ない高齢者や子育て世帯を対象に、気軽に出かけられる、仲間づくりの場を設けています。



5月は「孤独・孤立 対策強化月間」です

市は、「渋川市ひきこもり地域支援センター」を設置し、ひきこもり当事者やその家族を対象にさまざまな孤独・孤立対策を行っています。

開所時間 午前9時～午後5時(土日曜日、祝日、年末年始を除く)

支援内容 ▽ひきこもり支援コードイネーターによるきめ細かな相談支援、緩やかなつながりを築ける居場所の提供

▽同じ思いを共有し合う当事者会や家族会の開催

▽ひきこもりに関する理解を深める住民向け講演会の開催

相談方法 ▽電話専用携帯090(7217)3817 ※携帯電話が繋がらないときは、☎0500または☎1721へ

▽LINE下の2次元コードからアクセスしてください



▽ホームページ専用問合せフォーム下の2次元コードからアクセスしてください



問合せ先 困社会福祉課(☎22250)

ホームページID 11019